

(第九部)

第二十二回 參議院商工委員會會議

昭和三十年五月二十七日(金曜日)午後

時一卷

卷之三

高
爾
新
書

○自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

上原	正吉君
深水	六郎君
松平	勇雄君
加藤	正人君
河野	識三君
海野	三朗君

深水 松平 六郎君
加藤 勇雄君
河野 正人君
海野 謙三君
栗山 三朗君
良夫君
上條 良夫君
小松 愛二君
白川 正雄君
一雄君

政府委員
法制局

制局第三部長

重通

周側
常任委員

常任委員會專門員

常任委員會專門員

三

前主婦連合

日本自転車産
会副会長

米協議會會長

第九部

に申せば競輪ですが、それから自動車の方のレー
ースですか、あいつたよなまあボートですか、
レースに興する競技法といふのは前からございま
して、それについて、まあ終戦直後は別で
の通り、終戦後に大へんこの射幸行為とい
いますか、ギャンブリング・スポーツとい
うものに対してだいぶ批判がございま
すので、それと、それから陸上競
技の一部にあの上り高を廻してお
るのですが、そいつたような点がか
ねて議会の委員会で問題になつてお
るのですから、それを從来は一年限り
の臨時立法になつておりますので

けであります。どうか腹蔵なくお話しあれども、顧つてけつこうかと思ひます。なお、はなはだあれですけれども、議事の進め工合から申せば、最初十五分間ぐらいの時間で一通りお話しを終つておいて、あとまた各委員からの御質問もございましょうから、その質問に対しして補充的にお話を願うといふうにしたらばけつこうかと思ひます。

それからなお委員の方に申し上げますが、きょう参考人として御出席になつておりますのは、お席を占めておられる順番に申し上げますと、主婦連合会の船田先生、それから自転車産業会の船田先生、それから

見を開きましたが、一齊にこれは反対だということになりました。まことに単純な、理由もなしにただ反対だと、いうだけの形ではございましたけれども、それをもあまして当局にもお詫びをいたしましたときに、これは今戦災復興都市の復興に非常手段を用いなければならぬから、その手段の一つとしてやむを得ないと、まあいいことではないかも知れないけれども、できるだけ弊害を少くするようにしてやりたいと思うから、しばらくがまんして、戦災復興都市を復興するためにがまんして、みなさんもその弊害のないように協力してくれないかといったようなお話を

家庭がよっているような感じを持たされたわけでござります。その後新たに競輪場を新設するというようなことを、私は競輪運営審議委員の一人になれりといふお話しでございましたので、私は全国の主婦や母親を代表いたしますつもりで、その委員の一人にならせていただきました。それで、私のところへ全国から非常に多くの投書が参りますして、投書と申しますか、ぜひこの競輪場を新設しないようになんばつてくれ、その發言を十分してくれといふ激励が婦人会から参つたのでござります。で、私は全国でこれは反対であろうと思いまして、非常に競輪運営審議委員の一人にならせていただきました。

が、それをまた当分延ばすか、延ばさぬかといいうような法案が参りましたのですから、それでこのギャンブリング法、射幸的な競技といふものですが、そういうものに対する世論のいろいろな鋭い批判もあるようですから、そういうことに對する全般についての御意見なり、あるいはまたこの運用の方法について、今納入金制度もございまして、そういうふたよくな点、それから百歩譲つて、まあかりにこういうものをやむを得ないとして、今地方財政の事情やら何かあるようですが、あるいは期間を限つてなしたとしても、そういうものが今問題になつておりますから、一つ皆様のよくな世論を代表されている方から御意見を承りたいと存じまして、御足労を頼つたら

協議会の大蔵先生、それから産業経済新聞社の編集局次長で政治部長を兼ねておられまする塚本先生、それからなおもう一人読売新聞の編集局次長の高木先生がお見えになる予定ですが、少し遅れるというお話しでございましたので、やがてお見えになるかと思います。それじゃあなたでもいいのですけれども、席におすわりになつた順序で、船田先生から一つお話しを願つたらけつこうだと思います。

○参考人(船田文子君) 今、委員長さんからもちよつとお葉書がございましてよろしく、賭博的な要素を含みましたところの競技につきまして、私どもが最初に、たしか水谷商工大臣のときだつたと思うのですが、競輪を施行されるということになりましたときに、私たち全員の婦人会からいろいろ意

ございました。そのときには、私どもは一時のやむを得ない非常手段、日本はの復興のためにやむを得ざるのだということで了承いたしまして、そのつもりでおりましたのです。それから後もございましたの通りに、最初政府との経過が御承知の通りに、最も多く訴えられて参りました。新規開拓の身上相談などにも、この頃はあまり出なくなつたかもしませんが、そのねらいがだんだんに曲つて参りましたして、私どもの目には非常に弊害の方が多いとおもつて参りました。新聞の身上相談などにも、この頃はあまり出なくなつたかもしませんが、当初の頃は、夫が競輪にこつたために一家離散するとか、そういうことで子供が泣くとか、まあほんとうにニコヨンに自分が出なければならなくなつたとか、いろいろそういう泣き言を並べました。そうして私たち、どうもその地方財政の立て直しのためのことを全部

委員会のお席でも、まあ私はずいぶん激しい言葉で、これはどうしても一日も早く競輪を初め、こういふ賭博の要素を含みましたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたいということを、まあ意見と申しますより歎願いたしたわけございまして、私が今まで地方府に行きましたが、その後地方府の責任者の方がずっと私のところに、これはいいことではないけれども、やむを得ず、地方財政のためにあまり反対しないでほしといつたよろんなお話をたびたびございました。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたのです。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたが、皆様お歸りになりましたあとに参りました婦人会からの手紙と申しますのが、これは人は變つておりますけれども、ぜひ新設をしてほしいといふ手紙が参つておる。それで私いろいろ反対の説を唱える人の手紙の申しようと、それから新設してほしいと申します婦人たちの申しようと、直接会つてよく話し合いましたし、手紙の上でも話し合いましたところが、どうしてても反対理由の方は、なるほど筋の通つた理論正しい主張でござりますが、新設を許可してほしいといつたよろんな方の話でござりますと、これを競輪場ができるならば、すぐ学校がたくさん建つて二部教授は直ちに解消して、子供たちが非常に幸福になるだろうという、そういう理由であつたり、競輪場ができれば直ちに風土病が一掃されてしまうだろうというよ

うな非常に飛躍した安易なことを理由にいたしておりまして、反対理由の方は実によく研究もしたり、いろいろ数字を調べた上で弊害と益との比較はやめていたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたいということを、まあ意見と申しますより歎願いたしたわけございまして、私が今まで地方府に行きましたが、その後地方府の責任者の方がずっと私のところに、これはいいことではないけれども、やむを得ず、地方財政のためにあまり反対しないでほしといつたよろんなお話をたびたびございました。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたのです。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたが、皆様お歸りになりましたあとに参りました婦人会からの手紙と申しますのが、これは人は變つておりますけれども、ぜひ新設をしてほしいといふ手紙が参つておる。それで私いろいろ反対の説を唱える人の手紙の申しようと、それから新設してほしいと申します婦人たちの申しようと、直接会つてよく話し合いましたし、手紙の上でも話し合いましたところが、どうしてても反対理由の方は、なるほど筋の通つた理論正しい主張でござりますが、新設を許可してほしいといつたよろんな方の話でござりますと、これを競輪場ができるならば、すぐ学校がたくさん建つて二部教授は直ちに解消して、子供たちが非常に幸福になるだろうという、そういう理由であつたり、競輪場ができれば直ちに風土病が一掃されてしまうだろうというよ

うな非常に飛躍した安易なことを理由にいたしておりますが、今日何か主婦たちがやけを起しまして、飲む、打つ、買うちじやなく売る字にあたつても地方府に行きましたが、よく調べた上で弊害と益との比較はやめていたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたいということを、まあ意見と申しますより歎願いたしたわけございまして、これが何か大きな説得力が途中にかかるおるということをあります。その後地方府の責任者の方がずっと私のところに、これはいいことではないけれども、やむを得ず、地方財政のためにあまり反対しないでほしといつたよろんなお話をたびたびございました。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたのです。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうしてもこれは新設を要望するということに変つて参りましたが、皆様お歸りになりましたあとに参りました婦人会からの手紙と申しますのが、これは人は變つておりますけれども、ぜひ新設をしてほしいといふ手紙が参つておる。それで私いろいろ反対の説を唱える人の手紙の申しようと、それから新設してほしいと申します婦人たちの申しようと、直接会つてよく話し合いましたし、手紙の上でも話し合いましたところが、どうしてても反対理由の方は、なるほど筋の通つた理論正しい主張でござりますが、新設を許可してほしいといつたよろんな方の話でござりますと、これを競輪場ができるならば、すぐ学校がたくさん建つて二部教授は直ちに解消して、子供たちが非常に幸福になるだろうという、そういう理由であつたり、競輪場ができれば直ちに風土病が一掃されてしまうだろうというよ

な家庭が出ておるのでございますが、今日は主婦たちがやけを起しまして、飲む、打つ、買うちじやなく売る字にあたつても地方府に行きましたが、よく調べた上で弊害と益との比較はやめていたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたいということを、まあ意見と申しますより歎願いたしたわけございまして、これが何か大きな説得力が途中にかかるおるということをあります。その後地方府の責任者の方がずっと私のところに、これはいいことではないけれども、やむを得ず、地方財政のためにあまり反対しないでほしといつたよろんなお話をたびたびございました。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうでもこれは新設を要望するということに変つて参りましたのです。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうでもこれは新設を要望するということに変つて参りましたが、皆様お歸りになりましたあとに参りました婦人会からの手紙と申しますのが、これは人は變つておりますけれども、ぜひ新設をしてほしいといふ手紙が参つておる。それで私いろいろ反対の説を唱える人の手紙の申しようと、それから新設してほしいと申します婦人たちの申しようと、直接会つてよく話し合いましたし、手紙の上でも話し合いましたところが、どうしてても反対理由の方は、なるほど筋の通つた理論正しい主張でござりますが、新設を許可してほしいといつたよろんな方の話でござりますと、これを競輪場ができるならば、すぐ学校がたくさん建つて二部教授は直ちに解消して、子供たちが非常に幸福になるだろうという、そういう理由であつたり、競輪場ができれば直ちに風土病が一掃されてしまうだろうというよ

な家庭が出ておるのでございますが、今日は主婦たちがやけを起しまして、飲む、打つ、買うちじやなく売る字にあたつても地方府に行きましたが、よく調べた上で弊害と益との比較はやめていたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたいということを、まあ意見と申しますより歎願いたしたわけございまして、これが何か大きな説得力が途中にかかるおるということをあります。その後地方府の責任者の方がずっと私のところに、これはいいことではないけれども、やむを得ず、地方財政のためにあまり反対しないでほしといつたよろんなお話をたびたびございました。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうでもこれは新設を要望するということに変つて参りましたのです。私は各地の婦人会の声を代表しておるものでございますから、地方の婦人会がどうでもこれは新設を要望するということに変つて参りましたが、皆様お歸りになりましたあとに参りました婦人会からの手紙と申しますのが、これは人は變つておりますけれども、ぜひ新設をしてほしいといふ手紙が参つておる。それで私いろいろ反対の説を唱える人の手紙の申しようと、それから新設してほしいと申します婦人たちの申しようと、直接会つてよく話し合いましたし、手紙の上でも話し合いましたところが、どうしてても反対理由の方は、なるほど筋の通つた理論正しい主張でござりますが、新設を許可してほしいといつたよろんな方の話でござりますと、これを競輪場ができるならば、すぐ学校がたくさん建つて二部教授は直ちに解消して、子供たちが非常に幸福になるだろうという、そういう理由であつたり、競輪場ができれば直ちに風土病が一掃されてしまうだろうというよ

な家庭が出ておるのでございますが、今日は主婦たちがやけを起しまして、飲む、打つ、買うちじやなく売る字にあたつても地方府に行きましたが、よく調べた上で弊害と益との比較はやめていたところの競技についてはやめていくような方針をとつていただきたい

とは、政治の上の指導理念といつま

規制がまだ努力が足りないのではないか。競輪なり、オート・レースな

りをこれから先どうふうにして行

くかということを考えますときには、やはり地方財政の根本的な立ち直りか

ら考えていただかなければ、現在の膨

大な収入源というものをこのままやめ

てしまふと無責任には申し上げられな

いし、そちらの方の努力と相待つて

やつていただかなくちやならないこと

じやなかろうかと、切にこれをお願い

いたす次第でございます。

それから法律の条文の中に「当分の間」という言葉がございます。この「当分の間」という言葉は非常に意味深長でございますが、私どもが最初に競輪の

始まりますときに伺つたのでは、やむ

を得ない処置だから、しばらくの間が

ござりますが、私どもが最初に競輪の

始まりますときに伺つたのでは、やむ

工夫をいたして、もうある一定の収入を
でやりくりいたします苦心、それと同
じ心持ちの苦心を地方財政の上にもたらす
さつていただけましたならば、私もなん
か少し涙ながら、何とかこの賭博にて
る益金を当てにしないでも行く道はあ
るのじやなかろうか。切に専門家のの方
の御研究を待ちたいと存じます次第お
でございます。

まことに単純な申しようでございま
して、何の御参考にもなりませんかと
存じますが、以上申し上げました。

○委員長(吉野信次君) それでは一通
り参考人の方にお話を頼みたいと思いま
すから、大藏さんから……。

○参考人(大藏公望君) 私、今日実は自転車の方では振興費を何に使っておるかとい
うことのお尋ねかと思っておつたのであります。今のお話によりますと、こ
こに書いてありますものによりますと、
と、一体お前競輪をどう思うかとい
うようなお話もあるようでありますが、一
段にお話を分けてしょうと思います。

第一段の方の、何に使っておるかと
いうことは、皆さんのお手元に書類を
を回したのであります。時間が頂戴
しますれば少し詳しく申し上げたいと
思いましたが、あまり時間もないよ
うでありますから、きわめて簡単に申
し上げます。私どもこの金を使ってお
ります目標は、輸出をしたい。戦前に
おきましたは日本の自転車が世界中に
行っておりましたのであります。が、戦
後はイギリスにつかり負けました。
台湾までイギリスの自転車が来てお
る。昔は南米、南アの果てまで行つ
ておりましたのであります。が、戦
後は寄せられたという状況であります。

金にしますと、日本では昨年が七百六十万ドルでござる。これが第一の念願であります。第二は、これはあるいはちとうぬぼれの者えかもしませんが、今お手元に用意いたしました材料で、中小企業がどうして、日本を世界一の自転車輸出国に持つて行きたいといふのが念願であります。でも大事な問題だと思うのであります。もう日本は中小企業しか振興ができないと思ひます。ほんとうの世界に対しても大事な問題だと思うのであります。その中小企業が振興しないのはいろいろ原因があります。けれども、何とかして振興せしめるというために、幸い自転車の方でもう少し金もありますし、組織もありますし、組織もありますので、徹底的に中小企業がこうやれば振興できるのだという、一つ犠牲的にやってやろう、こういうふうな考え方をもらしまして、もう自転車が振興できなければ中企業はだめだ。このくらい私どもは実はうぬぼれかもしれないが、考えておりますので、この二つの目標を持ってやつておるのであります。そのためいろいろ工夫をいたしまして、今お手元に回しましたよろしく、これは一昨年の夏であります。が、自転車業界振興対策といふものを作りまして、これによりまして今徹底的にやつております。だんだん効果が現われて参りました。今ここに積み上げられましたのはその関係の書類であります。が、こういうふうなのを作りまして、輸出を振興せしめるには、どうしてもコストを下げなければだめだ、並びに品質をよくしなければだめだ、並びに組織化しなければだめだと、こう考ふて

ますので、今お手元に回しました書類の中に、その組織に関する専門家、コスト引き下げに関する専門家、これは日本の一流の人であります。技術に関する専門家を総動員いたしまして、これらはごらん下さればわかりますが、その人々に相談いたしまして、徹底的にイギリスに負けないだけのものを作ります。しかも安く作るということをやりまして、今のところでは、たとえばビルマならビルマに出しまして、大体七千円くらいの車を出すということをやっています。そうすれば徹底的に勝つと思っております。これは可能だと思っておりますので、そういうふうに努力いたしております。まあそういうふうなことによりまして、実は今五力年計画を作つたのであります。今のお話で今後競輪がどうなるかわかりませんけれども、ある限りは徹底的に努力しまして、今的目的を達成しようというのがわれわれ自転車業界の目標であります。ことに私自身としましてはもう老人でありますから、一つ一生を打ち込んで、必ず自分が生きているうちにそれを実現させてみたい。すなわちイギリスを負かしてみたいといふことに努力しておる。金に困しましては、私のおります限り絶対に一文たりともその目的を達成するようく使いたいということを念願しております。さようにしまして、だんだん成績が上つて参りまして、今お手元に回したような書類によりまして、コストは必ずこれから引き下げができると思いまます。また品質も外国の車を全部、イギリス、ドイツ、フランスの車を全部取り寄せまして、それを徹底的に解剖しまして、それに負けないものを今作りつ

つあるような状態であります。またこのところに実物を持つて参りませんでしたが、ボリエスティルの、合成樹脂の自転車があります。あとでこれを回して下さい。これは女の子が片手で持ち上げて、軽い自転車を今見本に作つておるのであります。こういふうないいろいろの研究をしておりまして、ここにありますのは全部それに関する研究資料であります。あとでどちら車の事業といらものは相当の力をもつて最も有益に使われつあるといふことを申し上げていいと思います。何かん願いたいと思います。さようにいたしまして、私の方に限る限り、自転車の事業といらものはなかなかよくな時代が来ればまことにけつこうだと、私は心から愈頼いたします。ただどうか日本が、ギャンブルはもちろん、ギャンブル・スポーツがなくなるよろと、今まで競輪場を見たことがないのですが、非常に盛んだという話であります。今戦災都市の復興とか、私の方の自転車に関する産業の振興といふことは別問題としましても、なお三点、政府としてはお考えにならなければなりませんが、自分で興味がありませんで税金として九十億取られた。民間ではこのために施設費に数十億の金を入つていろいろのことを開いておりましたと、今戦災都市の復興とか、私の方の自転車に関する産業の振興といふことは別問題としましても、なお三点、政府としてはお考えにならなければなりませんが、自転車はあまり興味がありませんので行きませんが、だんだん入つていろいろのことを聞いておりましたと、これは一昨年までです。昨年からはなくなりましたけれども、一昨年まで税金として九十億取られた。民間ではこのために施設費に数十億の金を入つてあります。政府は金を取り上げ

た。民間はがまんしろといふのではありませんが、競輪だけで飯を食っている人間、選手ばかりでなく、関係のある人間、すべて合せて四、五十万人、家庭の人々を合せるとやっぱり二百万から三百万の間かと思いますが、その人たちが直ちに失業するということも、政府としてはお考えにならなければならぬ。ことに第三には、私まだ見ませんけれども、この辺の競輪場へ行きますと、毎回何万かの人間が集まつておるというふうな気がしますので、おやめにならばやはり政治的にお考えになつて、十分御研究の上、漸次これを普導する。今、船田さんのお話通りに、消費方面においても、もしくは地方財政の方面においても、またギャンブル・スポーツにかわるべき他の娛樂方法にいたしましても、十分御研究の上、これをやめるという目標をもつて、漸次その方向に進めるべきものではなかろうかと思います。先日もたしか朝日新聞でしたか、パチンコをやめたので、私はパチンコをやつたことはありませんが、パチンコをやめたのいろいろな弊害が生じたと書いてあります。これが必ずそういうおそれもありますので、今回聞くところによると、競輪審議会とかいうもので政府の今後徹底的方向をきめるのだといふことがこの案にも書いてあるようであります。これなどは最も賢明な方法だ

と思うので、十分御研究の上、やめるのならやめるという方法をお考えになつた上で十分御研究あらんことが一番いい、こう思います。

さように私は競輪について考えます。

○委員長(吉野信次君) それでは塚本さんどうぞ……。

からのお詫びで大体尽きてはいるような感じで、私は申し上げることはないのですが、私が政治記者でございますので、一つ政治問題、社会問題、経済問題になつてはいる、今政治問題としても大きく考えなきやならない段階に入つてはいる、かように考えますので、私はそういう角度から見たところを申し上げてみたいと存じます。

た問題についてはやつたこともございませんし、競輪に限らず、賭けことはともかく、そういうことはきらいな方でやりませんので、実体に触れた觀察ができないかもしませんけれども、しかしそういった政治問題として扱つた場合、これは大いに真剣に考えております。重大問題として……いろいろ情報を収集しておるわけでございます。さようなわけで、この根本的な問題としては、おふたりのお話の通り、これはない方がいいにきまつていることだと私は思います。しかしこれは法律を作る場合と、それから改正をする場合と、この二つの角度から考えてみたいと思いまして、これから新しく今の段階で作るという場合は、私は根本的に反対を申し上げなければならぬと思うのであります。が、ここ

に改正論を取り扱う場合には、最初の根本法ができました。当時の事情等も考え合わせまして、それからそれによつて起る社会的影響等も考え合わせまして結論を出さなければならぬと考えまして、いろいろまあ考えておるわけであります。が、そういった意味においては、私は非常に大局的な見解に立つて判断を下さなければならぬといふ大まかな結論を持っております。つまりこの今の競輪の悪いといふ評判を受けているところが何に原因しているかといふと、結局のところ、人間性の弱点であつてそれをことさらに悪用するということ、端的に言えば、八百長問題だとか、何とかいう点が非常に新聞なんかに扱われる。従つてその原因が、結局は競輪があるからといふことになりますし、また先ほど船田さんのおつしゃつたように、家庭不和の原因もそういうところにあるといふうな、結局根本法を制定したときの地方財政の充実という観点と、それから自転車業の奨励といふような点の目的の点からはずれた方向の方の、派生的な問題の方が非常に大きな問題となつて、今日賛否両論が非常に激しくなり、むしろ向つていると思うのであります。ここの点を一つ根本に振り返つて考えてみたいと思います。

すというと、そういうたいるいろな社会不安を起しております点を是正して行けば、今の段階では大衆娯楽のある線に沿うてあるような点も見える。それですから大衆娯楽が云々といふ点から言えば、根本的にいろいろ悪い点をとつて、そして最初の目的の地方財政と自転車業の振興といふ点の目的を達成する一つの方法として、あるときまでこれを認めるということも、今の段階ではやはり考えられる筋だらうと思うのであります。しかし、この不道徳な行為をどうしても改善する余地がないか、こういうふうによい面、悪い面のバランスを見て参りますときには、私はこれは運営の方法によつては改善し得るといふ一つの考え方を持つておるものでござります。

にやめた場合にどういうことになるか
というようなことも政治的に考えられる
わけでありまして、非常に甘い考
えでありますけれども、これは一つのや
はり考え方の根本に触れることじやな
いかと、かように考えるわけでござい
ます。要するに、この今批判の対象に
なっておりますことが、これが主催
者、あるいはいわゆるファン、または
選手といふようなものが、ほんとうに
これは大衆娛樂としての線に沿うよう
に努力するということになれば、これ

休日出勤の者のいわゆる大衆娛樂的な
価値といふもの、これはできなくなる
ような立場になりますので、そういう
意味の日にちでもつて制限するとい
うようなことは、私はかなり形式的な
点じゃないか。だからむしろ主催者側
で、金の入る点が少いとか、多いとか
いうので御判定もあるようあります
けれども、これはファンの方でも、ま
た主催者の方でも、また選手の方で
も、三者一体になって考えるべき問題
だらうと思います。

それで結論的に申しますと、私はそ
ういう立法の場合と改正の場合ととい
う点については、非常になまぬるい考え
ではありますけれども、徹底的に悪い
点を改善して、そうしてこの全廢した
場合の社会的影響といらものを合わせ
考えて、そうしてこの改善案を立てて
進めて行く、というふうなことを考える
わけでござります。と同時に、国会の
御決議に対する私の希望でございます
が、こういった国の各種の時事、社会
問題、経済問題、ことに政治問題と
なつてゐる場合の結論を出す場合、賛
成、反対といふのは、私は賛否をはつ
きり言ふことは割合に簡単なことじや
ないかと思うでござりますが、その
結論を出します場合の反対も賛成も、
大体最大公約数といふものは打ち出せ
るものじやないか。たとえば廢止する
にしましても、これを存続するにいた
しましても、国会で御決議になつたら
のに、賛成者は非常に不満かも知れ
ない、あるいは反対の者から言えば不
満かも知れないけれども、しかば最大
公約数を打ち出された結論が、この問
題に対する最終的な結論だということ

が一般国民に対して出た場合には、その影響といふものが比較的少くて済むのじやないかというような気持がいたします。

もう一つ、娯楽といらものの方考え方について、消極的に悪い面をのみ打出す、勿論悪いことはちやいけないのですけれども、これがある程度許されるべき状態における問題を、おとな問題とし、また青少年の問題、あるいは児童の問題として考える場合に、これはおとなだからやるものだ、これは子供だからやるものだといろいろなことの何と言いますか、昔の言葉で言えば死守という考え方も積極的に考えていいのじやないかというようなことも関連して考えられるわけなんですね。実は私新聞を編集いたしておりますと、それは大きなニュースとして扱われる社会的罪悪の問題は、それはそういうものは大きいわけで、それをのつけないというか、のつけないよりも、むしろそれをのつけて、それに対するいましめとするという傾向が終戦後のいわゆる新聞のあり方、ジャーナリズムのあり方になつておりますたゞこらいう事実があつたならば、たとえば競輪場でいろいろな事件があつた。これはおとなとしてみつともない問題だといふようなことに関連して、一つの教育の仕方といらものもあり得るわけなんで、実にちょっと考えますと、そんなことがあり得るという問題であります。が、政治の実態といらものは、今理想を目指しながら、理想に近づける過程における現在において、非常にある意

方をしなければならぬことも考えられるわけでございまして、私はこの法案に対しましては、「当分の間」ということを、なるべく最短期限に短縮して、しかも過渡的な、先ほども大藏さんが申されたような、自転車の発達等に、あるいは地方財政の見地に立って考える一つの方法としてのまあやむを得ざるものとみて、改善方策を徹底的に打ち立てていただきたいということをお願いして、そしてこの大衆娯楽の健全な一つの範疇というものも打ち立てる一つの考え方の資料としてみたいと、かように考へるわけあります。
○委員長(吉野信次君) ちょうど高木さんがおみえになりましたから、読売新聞社の編集局次長の高木さんからお願ひいたします。

けれども、その後のいわゆる競輪のあり方をずっと眺めて参りますと、今一がいに、これはもうギャンブリングだからいけないというよりは、簡単に割り切つたことはだんだん言えなくなつて参りますて、実はこの点については、私自身は非常に憶病と申しますか、慎重になつて参つたのであります。しかしその競輪の今のようなり方がいい悪いかということになりますと、あまり好ましくない。一番好ましくない状態はどういう状態かと申しますと、地方自治体が有力な財源として競輪を公営しているということだらうと思うのです。ああいう純粹のばくちがどうかわかりませんけれども、そういうばくち類似のものを地方自治体が公営している。しかも地方自治体の財源がないから、小学校が建たないから、あるいは勤労者の住宅が建たないから仕方がないじゃないか、これ以外にやる方法がないのだ、そういうやり方で競輪が進められており、何となく競輪といふものが、地方自治体がやつていると、いうことで正当化されているような気がするのです。その正当化されながら、それが既成事実として積み重ねられて行つて、今は大体民衆の娯楽、健全かどうかわかりませんけれども、民衆の娯楽的な要素として、これは動かすべからざる一つの存在となつてゐると思うのであります。こういう状態になりますと、私たちが純理論といいますか、書生論みたいなことを持ち出しても、これはいろいろな弊害があるから、いけないからやめると言つても、もうやめられない段階に來ているのではないかと思うのです。たとえば今それならば、急にやめやつたら、こ

乱戻が巻き起るだらうと思いますし、とてもそんなことはできないような状態ではないかと思われます。しかし一方で地方自治体が、いつまでもこういふものを経営し、興行といつてもいいと思うのですが、これをやって、その上り高で財政の大部分を、大事なところをまかなつて行くあり方は非常に、どこからみてもあまりいいことじやないと思うのです。いいことがないばかりでなく、今競輪が一番わかりやすいので問題になると思うのですけれども、そのほかにも競馬があるとか、オート・レースであるとか、モーターボートであるとか、あるいはまたさらにはハイアライとか、いろいろなギャンブリング全体が、それぞれの理由をもつてやられるということになると、やはりほりつておけないような気がするのです。自治体では、これはぼく然とした言い方で申しわけないのですけれども、この競輪の地方自治体の収入、その金の扱い方ということは、非常に厳密に監査がされているのかどうか私よくわかりませんけれども、地方版なんかによく出ているのを見ると、地方自治体が競輪をやって行くということ自体が、地方自治体の腐敗を招きやすい因子をそこに持っている、大げさに言いますと、时限爆弾を抱いているような感じがしてならない。これが杞憂だったら大へんけつこうなんですけれども、この点がどうも私は心配なんですね。この法案はよく存じませんけれども、結例で何年間か延ばすというふうなことをだらうと思いますけれども、その間に競輪のあり方というのをもう少し吟味して、そして徐々に地方自治体

にやらせないで、これを私營、私の企業を持って行く、もともと禁止とか、取締りとかいうのは、どうもあまり好ましくない傾向であります。何かとあります。そういうことをあります。それは禁止するといつよりも、むしろ個人の自由な企業にまかしておこう、それに対する一つの法律のワクトいうものは相当きびしくあつてもいいと思う。個人にやらして、そのかわりしそこからは高い税金をとる。その税金をとにかく……、それから先のことはどうも私はよくわからないのですけれども、中央にまとめるなり何なりして、それをまた地方自治体に再配分するといふ形の方がまだいいのじやないかと思うのです。どうも私が一番心配するのは、非常な収益のあるこういう、しかもあまり社会道徳的にみて好ましくないものを地方自治体が經營しているということに問題があるよう気がいたします。

○参考人(大蔵公望君) 河野さんの御質問、私も十数年間議会の飯を食つたのですけれども、とてもそれは政府が何百という中小企業があるうち自転車業者だけに、お前の方の振興をはかつてやるということは、とてもできないと思つています。ですから、政府がやるとすればもういつでも総花式であつて、通産省全体の予算がわずかに何十億という金なんですから、そのうちでもつて自転車業者だけに、お前たちにこれをやるというふうなことは、政府はできるものじゃない、ほかの業者から非常反対を食いまして、不可能なことと思います。私の申し上げているのは、自転車の方を盛んならしめるために競輪がほしいのじやないのです。競輪があるから先ほど申しましたような経緯で自転車のほうでいただいておる、競輪がなくなればしようがないとにかくやない。あなたのお話を伺うと自転車の方が大事だから競輪を存続しているように伺えるのですが、そらじゃないのです。そういうふうな経過で起つた競輪だからして、それに伴つて法律のあるのは当然なことだ、それができるだけいいことに使おうと、こういうことなんですね。

る金といふものは、その振興会から出でくる金の根源といふものは、今言うように大衆というよりもむしろ貧困階級といったほうがわかりいいと思うのですが、そこから出でてくる金であるといふのは、たほうがわかりいいと思うのです。ですが、そこから出でてくる金であるといふのは、たほうがわかりいいと思うのです。これが協議会でも自主的にお考えにならなければいかぬし、国家としても何か別の方途を考えなければいかぬのじやないか、こういふうに私は思うのです。

○参考人(大蔵公望君)　まあ御講論でしようけれども、協議会としましてはただ頂戴している金を一生懸命最も有效地に国家のために使つてゐるといふ程度なんです、問題は、その金が、私の方としますれば、どこからこよろと、國家が下さるうと、競輪の方からいふうと、今申し上げたよろな、一つ日本を世界一の自転車輸出国にしようといふ努力だけに集中しておるんですけど、金がどこからくるかといふことは、あえて私どもは論じておらないんです。

○参考人(大蔵公望君) それは現在のままでおつても専門家が言つてゐるのは、この本によりますれば、ほんとうにやつたらば二割五分ぐらい下るだらう、こう言つています。現在のままでもつて。そこで、基礎薬業がもつと安くなれば、これは最もありがたいんです。今、日本の自転車の一一番の欠点は、今お話を通りに鉄なんです。鉄が高いといふことなんです。イギリスに比べて約四割高い。その品質並びに価格とを合せますと約四割高い。その四割をこえて、これをどう負かすかということは、結局中小企業という強みで負かすということしかないんです。それをどうするかといふと、これは東京で十一、大阪で十一、名古屋で八つの工場の直結にしまして、ここに専門家がついて一年間みつしり研究しまして、ほんとうにこうやれば下るといふことの結論を作つたのです。これはおそらくほかの中小企業にない最上の参考書と思います。これはほかの中小企業もならつております。こういうことで徹底的に下げてみよう。その結果大体イギリスで売つているのは九千円ぐらいですが、アジアの地域で。これをわれわれの方で一つ七千円ぐらいで出そら、二千円ぐらゐの差をつけてやろう。今の九千に対してもちらの方が八千五百円ぐらいです。それをコスト引き下げによりまして七千円でやろうといふ今努力の最中なんです。そうすれば今相当に出るといふことを、至るところの各地から言つてあります。日本の品物が七千円以下ならば自分のところでは月に一万台ほしいとか、二万台ほしいとかいうこと

ういろいろにしまして徹底的にコストの引き下げということを実行してみたが、これによりまして、そななれば私は輸出は可能だ、こう思つております。
○河野謙三君 これは政府にお尋ねすることでありますけれども、同時にこの機会に一つ大蔵さんにお尋ねしたいのですが、今お話をのようにほんとうにコストを切り下げるためには、自転車工業自体のみならず鉄その他の基礎産業にも合理化を求めなければいかぬ、そういうことですね。
○参考人(大蔵公望君) そういうことです。
○河野謙三君 しかば競輪の収益の中から出る金を、自転車産業そのものにのみ振り向けて、この収益の一部を基礎産業の、たとえは鉄なら鉄に、これは憚かなものでありましようけれども、振り向けるということが私は必要であると思うし、またそれが正しいと思いますが、収益の使途の幅をもっと基礎産業に持つてゆくべきだと……。
○参考人(大蔵公望君) そななつております。昨年からは収益の半分を自転車にもち、半分を基礎産業に廻しております。昨年からそういうふうに実行されております。
○河野謙三君 その詳細は政府の方から聞きます。
それから最後に塚本さんと高木さん伺いたいんですが、いずれも現在の競輪は改善の必要がある、運営を改善しなければならぬということの御意見でございましたが、たとえば改善に

ざいましたらお伺いしたいと思うんで
すが、私はほど申し上げましたよう
に、現在の競輪の内容といふものは低
収入の者が、しかも職業別にみると、
会社員もしくは無職の者が、しかも
ファンは固定化しておるといふもの
な、非常に改善どころか競輪をずっとと
続けてきておる間に最悪な、およそこ
の法案を立案した當時予想もしなかつ
たような最悪なところに追い込まれて
おるのが現在の競輪の状態です。であ
りますから、これをわれわれもできる
ことなら弊害を少くして運営が行くな
ら願つてもないことだと、こう思つて
おるんですが、そういう点につきまし
て改善の方法につきまして何か一つ御
意見を伺いたいと思うのですが……。

ンの方にある、そなすれば、そこに三者一体となつてうまい道が開かれるのじやないかといふやうな考え方があるのですね。そういうふうにすれば、先ほど高木さんがおつしやたように、自転車そのものにも、何といふか、関係なく、一つの健全娛樂の線に近付けるあれがあるのでけれども、私自身のあれはないのですけれども

面が出てくるのじやないか。それがとまつた場合に、いろいろなマイナスの点がそれ白体の面でまた出でてきはせぬかと私は思うのですがね。

○小松正雄君 私の尋ねておりますことは、この今日の段階にある競輪を通じて、あなた方の率直に申しますと隔意ない御意見を伺われるのだ、こう考

じまして私の今聞かんとしておることは、今の競輪場が、競輪經營が、これがあなたの言葉から聞いておりますと、正常なものになることは望ま

になれば、これは全廃するにしかな

い、こう言うのです。

○小松正雄君 そこのところは別とい

たしまして、私は現在の段階では、こ

の競輪場といふものを大衆の娛樂場だ

とは考えていないという一つの例とい

て、入って行くというのなら、映画と

か、あるいは芝居とかまず入場料を

払つて見る、技を見るといふことが主

眼になる。それが娛樂場だと言えると

思ひます。いやしくも競輪場の中に

車券を売つているということからいた

しまして、これは悪の原因であり、こ

れをしてまで娛樂場だとは考えられな

いと思ひます。あなたはどういうふ

うに考へておられますか。

○参考人(塚本寿一君) 現在の内容が

車券を売つてゐるということからいた

しまして、これは悪の原因であり、こ

れをしてまで娛樂場だとは思ひません。

しかし目的と手段の点で、手段の点

においての弊害が表われていますか

う……。

○小松正雄君 そないたしますと、車

券でも充らぬことになつて、

そなして入場料だけでこの競輪を經營

して行く、たとえば娛樂場だと見なし

ていく形に立つてやるのならばいいと

いますか、そこに目標を掲げられた筋

が今解消したかといふと解消していな

いと思うのですよ。やむを得ざる一つ

の手段、方法としてこれを使つても

いのではないかといふのですね。現状

のままでどんどん悪い方が影響してく

りますね。

○小松正雄君 ただいま同僚河野委員からお話をありましたように、少

くとも国民の一番勤労を中心とするも

のが、これらに入つて車券を買つてい

る男女同様だと、そこで悪いといふこ

とは考えながらにも、飲む、打つ、何

といふか、売る、こういうふうに思

うのである親がすべきだということをお

話したので、私の言い方が足らないか

もかもしれませんけれども、今のものをそ

ういつた点が肯定して、それがいいと

か悪いとかいう点じゃないのですよ。

○小松正雄君 一つ伺つておきたいと

思いますが、ます、さつきも申し上げ

ましたように、今日先生に来ていただき

面が出てくるのじやないか。それがとまつた場合に、いろいろなマイナスの点がそれ白体の面でまた出でてきはせぬかと私は思うのですがね。

○小松正雄君 私の尋ねておりますことは、この今日の段階にある競輪を通じて、あなた方の率直に申しますと隔

意ない御意見を伺われるのだ、こう考

えておるわけです。その意味からいた

しまして私の今聞かんとしておるこ

とは、今の競輪場が、競輪經營が、

これがあなたの言葉から聞いており

ますと、正常なるものになることは望ま

しい。しかしながら現在でもこれは国

民大衆の娛樂場といふようなことに

なつておるから、ここで廃止をする

ということはどうか、かように考へて

おるような話をされましたから、それ

を聞いておるのであって、これが大衆

の娛樂場とあなたがお考へになるとい

うことになりますと、私は統いてお尋

ねをしたいと、こううことなんですね

がね。どうでございますか、大衆の娛

樂場たとあなたは今見ておられるかと

いうことですか。

○参考人(塚本寿一君) 現状では私は

不健全だと思ひます。不健全なるがゆ

りに改善すべき要素がある。しかし最

初の原案をお通しになつた、つまり立

法されたときに、そのときの目的とい

うことであります。やむを得ざる一つ

の手段、方法としてこれを使つても

止めるといつた結果現われる現象、そ

れともにらみ合せて考えなければな

らぬ。現状は非常に不満であるけれど

も、そういった面で逆にまあ近所を見

てみると、大衆も動員されておると

いうような観点からいって、内容の運

営を改善すれば、一つのやはり娛樂の

面が出てくるのじやないか。それがとまつた場合に、いろいろなマイナスの

点がそれ白体の面でまた出でてきはせぬかと私は思うのですがね。

○小松正雄君 関連してですが、塚本

先生にお尋ねいたしますが、まず改善

の方法ということについてはいろいろ

あります。これは私もさように考へて

おるような改善の点についていろいろ

あります。これは私が受け取りました

が、根本的に塚本先生のお話を伺つて

おりますと、今の競輪場、今の競輪経

営といふものはまず國民的な大衆的な

娯楽だ。であるからしてすぐこれを廢

止するといふようなことには考えられ

ないと、かのように私は受け取りました

が、そな受け取つていいのですか。

○参考人(塚本寿一君) これは先ほど

冒頭に申し上げた通り、新しく法律を

制定するといふようなことは私はこ

れはもう反対ですよ。だけれどもね、

今改善するといふ意図でこの案が出

ているわけですね。そないった意味

で、改正となりますと、全廢する、中

止するといつた結果現われる現象、そ

れともにらみ合せて考えなければな

らぬ。現状は非常に不満であるけれど

も、そないった面で逆にまあ近所を見

てみると、大衆も動員されておると

いうような観点からいって、内容の運

営を改善すれば、一つのやはり娯楽の

面が出てくるのじやないか。それがとまつた場合に、いろいろなマイナスの

点がそれ白体の面でまた出でてきはせぬかと私は思うのですがね。

○小松正雄君 関連してですが、塚本

先生にお尋ねいたしますが、まず改善

の方法ということについてはいろいろ

あります。これは私が受け取りました

が、根本的に塚本先生のお話を伺つて

おるような改善の点についていろいろ

いて、先生の御意見によつて私どもの参考にもしよろといふ考へ方あります。したために、私のしつこく問うことについて悪く思わないより御理解願いたいと思います。なお、結論として、そういう意味から今度の法案といふものを現状通り永久に残すべきか、あるいは時期的にこれを清算して、なくすべきかという結論について一言お伺いしておきます。

○参考人 塚本寿一君 先ほども申し上げました通り、理想的な日の近いことを願うということは、私も最初に申し上げておるわけでありまして、当分の間ということも、なるべく短いことを申し上げたつもりであります。

○小松正雄君 それはあなたは基本的にそらいうふうに考へられておることじやなくて、改善の度を加えて行けば、これを残すべきだというような感じを手えられたようなことがあつたから、私は最後の段階として、結論として、あなたの意見を、実際問題としていかなる改善が加えられようとも、近くこれを廢止すべきだということに考へていいかどうか。

○参考人 (塚本寿一君) そういうたった点は誤解されたと思うのですね。私は理想的な形態を最終の目標としておりますが、過渡的な現象としてやむを得ないのじやないかといふ、これも大いに負けて、そりやつた気持ちになつておるわけです。従つて、今の政治現象と最も常に重大問題であつて、この結論といふものはいろいろな影響を及ぼすところだからこそ国会に最大公約数が打ち出されるのならば打ち出さして、

そうして少くとも全会一致できましたたといふやうな工合に、賛成でも反対でいろいろとも、どちらでも全会一致で国会で意見が統合したと、そういうふうに国会できましたものは、一般の国民も全廃なら全廃にとるし、改善をして存続させるならそれでいいといふ点において結論を出していただけば、そうしてその結果が実際の上に現われるとするならば、同じ競輪が存続して

の希望を持つておられると思うのです。が、その改善方法について、今度は私は大蔵さんから伺いたいと思うのです。が、実は時間の関係上私が意見を差しはさむべき席ではありませんけれども、私はこう思うのです。実はもとよりと賭博というのに、健全なんといふものはこれは求めて求められないものだ、屁をひくてくさない屁をひれといふ文をつけるといふのと同じで、あって、私は求める方が無理だと、こういう前提に立つてありますから、私は実は現在それが、しかし国会で四党が共同で提案して、国民の意思として決定された法案ではないか。今に、今にと実は私は期待しておりますから、ところが昔、今にと書いていて死んじやつた人がある。死なないうちにこれを何とかしなければならない。ところが今全くこれは私でござる。不幸にして一番悪い段階に一年増しにきてるわけです。しかしここで最後にじやもう一度今に想像したように、不幸にして死んでしまった人がある。死なないうちにこれを何とかしなければならない。という何か期待があり、また今にという方法があるならば、私は伺つておくことは非常に大事だと思うので、はなはだしつこいようでありますけれども、お伺いしたい。

重審議せられて、どうするかといふことを、あるいは教育の方面からも、あるいは風紀の方面からも、また実際の賠償の方面からもお考へになつておきめになるべきだと申し上げたので、今河野さんのお話のような具体的案は、私は何ら持つおりません。考えたことがないのです。

○河野謙三君　いや私、期待をする方が無理かもしませんが、実は私は大蔵さんがおいでになつたら、今お尋ねしたことについて、もつと専門家としていい改善案をお持ちになつてあるのではないかということを期待しておつたのですが、それを人ごとのように、いややめるならやめたらいい、やらやつた方がいいだろう、私はそういうことは興味ないということじや、それは仕方がありません。

○参考人(大蔵公望君)　実際私は産業協会の会長として、一生懸命輸出の方ばかりやつているのです。ですから競輪の方よりはその方に主力を注いでおりまして、私など老人ですから、ほかの仕事はできませんから、それだけ一生懸命やつているので、あとのことは何にも考えておりません。

○河野謙三君　最後に一点だけ船田さんについてお伺いしたいのですが、先ほどいろいろあなたの方の関係の婦人等からの訴え等もいろいろ伺いましたが、これはあなたの方で今日本の全国の主婦から、いろいろの調査資料を求めるという機関もないでしようけれども、これはきわめてわずかな例でも結構ですが、何か主婦から、先ほどお話しになりました以外に、特にこの競輪のためになつましたから、いろいろ問題があつて家庭が

破壊されたとか、こういう問題があつたとか、その他のいろいろ喜劇はないでしようが、悲劇がたくさんあると思うのですが、何かもう少しこれを伺えれば非常に参考になると思います。私が知っている範囲内で、私の町でこの間、小さな町ですね、わざかではありますけれども、五百萬円ほどの資産を残して亭主が死んだ。未亡人がいつの間にか競輪にこるようになつて、初めは平塚でやつておりましたが、その後、ち川崎、東京の方まで行つて、今度関東一州の競輪場を飛んで歩くようになつて、遂にその五百萬円を全部使つてしまつた。家屋敷まで売つてしまつて、そのうちに、知らないうちに借金が二百万円もできて、今、夜逃げしまして、大阪、神戸の方に行つて、こういふのがある。私の家あたりは職柄いろいろな町の芦が投書できます。つい三、四日前にも、子供が五人いるけれども、とうとう家財道具はおやじが競輪にこつて一切売つてしまつたが、まだ競輪をやめないので、いよいよ今度家を売らなければならなくなつたが、何とかおやじを競輪から引離す方法はないでしょうかと、どうも、全く苦んでいるような悪質の投書がきていた。われわれの立場でさえそういうものもつと広範囲の事例があると思うのですが……。

問題として取り上げたのは、立川の競輪場を許すか許さぬかという問題、當時この問題につきましては、地元は、競輪場の近くに、児童の目に見える範囲内に学校が数校ある。その中心地に置かれては困るので、当時、東京都がもうすでに認めてあった問題について国会でいろいろ審議をいたしました。競輪場の施設について、他の競輪場とは違った若干の保護施設を加えて、あれは当時收拾したはずであります。その後立川にはほかの風紀問題でいろいろ問題がありますが、競輪場そのものの開設によつて、当時地元の御婦人のかたがた等が非常に強く反対をされましたけれども、その当時の心配と、現在の立川の競輪場の施行の後における状態は、どういうような状態になつておるか。この点について、もし具体的なことをお知りであれば伺つておきたいと思います。

○参考人(船田文子君) 立川の方の婦人会とはあまり連絡はございませんので、直接聞いておりませんけれども、三鷹の方の婦人会の人たちが申しますのは、立川に競輪場というものができますから急に三鷹の方も発展したとはいひながら、その発展のしようが、非常に暗い面の発展が多い。あちらの立川という土地には、いろいろの面で問題がある土地でございまして、いろいろの面が要素になつております。その具体的なことは私自身をもつて家庭を不幸にしたのは、泣いて悔して、その手紙を私のところへよこしております。こんなに自分が身をもつて家庭を不幸にしたのは、初めて内職で収入を得ようと思つたきれいな気持で、子供たちに教科書の足りないところを買ってやりたいばかりであります。一番極端な例でござりますが……。

すが、非常に感心したのです。というのでは、どっか千葉県の方だったと思うのですが、街頭録音で競輪をどうするかという街頭録音がありました。普通の男の人が、あつたつていいじゃないか、おれたちが出た金で皆学校やなんか建てているのだからいいじゃないか、税金が安くなるからいいじゃないかというような、半分ヤジつたような賛成論があつたのです。そのときに主婦の人が一人立ちまして、それで私のところの亭主も競輪が好きで、一千円か二千円ぐらいい月持っていく、そうしては負けて来るだらうと思うのです。が、勝ったときはくれないというのです。そんなことをされるくらいなら税金で三千円払った方がはっきりしているのですね。税金が高くなつてもいいといふのです。僕はこの奥さんの態度をとつてもらつぱだと思って感心したのです。そういうふうな人たち非常に多いと思うのですが、競輪がどんな美辞麗句かなんかしりませんけれども、やられていても、あれはばくち以外にはちょっと考えられない。スポーツ的な要素ももちろんございますけれども、ばくち的な要素が非常に多いと思う。で先ほども申し上げましたように、そういうばくち的な要素がある%あるとしますと、そういうものを地方自治体がそれをやつているということが、そんなら、ばくちゃんかやってもいいじゃないかというふうな、そのばくちの正当化と申しますか、それの一種の国民感情みたいなものになつて、そういういろいろなばくちが連鎖反応的に経営されたり行われたりしているようのが今の現実じゃないかと思うのです。で、まあ禁止と

いつたようなのは私の感じとしちゃいい方へ向けていくためには、やっぱり法律で禁止をやるとか、あるいはこれをいい方へ向けていくというふうな努力は絶対に必要だと思うのです。

○上原正吉君 私は競輪の話を伺つてゐるのではなくて、賭博一般のことをして伺つてゐるのです。賭博を発刷していく國はないのでして、世界各国どこでも賭博に類するものは禁止しているが、その禁止に緩急がだいぶあるようございます。例を申し上げると、私の感じでは一番賭博の盛んなのはアメリカじゃないかと思う。一番産業の盛りカジじゃないかと思う。そういう意味で賭博を禁止することが必ずしも産業を隆盛に、國を隆盛にする直接の理由になるかどうかということに疑問があるのですから、皆さんはの博識で世界各国はどうであろうか、ということをお伺いいたしたい、こう思つたのです。

○参考人(高木健夫君) 私よくほかの國全部を知りませんけれども、中共の話をちょっと聞いたことがあるのです。あそこは昔からぼくちの國と言わわれていますけれども、あの今度の政権によってからぼくちを禁止したのでになつてからぼくちを禁止したのです。そうしてその禁止を犯す者があると、理由を聞くのです。そうしてこれはばくちをやつたつていいじゃないか、楽しみにやつていいからいいじゃないかといふ、お前は好きか、大好きだ、どんなに好きか、徹夜してもやる。こういうふうな返事をする。そもそもそこでやらせることでマージャンをそんなに好きだったらそこでやれといふんでやらせる。そ

れでいつまでもついておりまして、十四時頃でも四十八時間でもとにかくやらせる。へとへとなるまでやらせる。好きなことはやつたらいいじゃな
いかといふふうにして……。そういうふうな大へんユモーラスなやつで、そういうマージャンのばくちといふのを、やっぱりこうなつたら、あんなつらい目にあうぐらいたつたらやならくなつてくると、おとぎ話みたいな話ですかけれども、半分ぐらいはほんとうじやないかと思う。そういう話を聞いたんです。

○三輪貞治君 参考人の方に聞く前にちよつと鈴木局長に、二十九年度の車券売上額等の調査表という前にもらつた資料の中で、施行者の収益というのが四十七億七千万円ほどあがつてありますね、このうちで六大都市がもつておるもの、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今ちよつと手元にございませんので、調べましてお答えいたします。

○委員長(吉野信次君) ちよつと申し上げますけれども、大蔵さんはお宅に四時までに帰られなければならんということですから、もし大蔵さんに御質問があつたら先に……。

○三輪貞治君 それでは、競輪場の総数のうちで、六大都市にあるものは幾らですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 東京都が三、神奈川県が四つ、愛知県が三、大阪府が四、京都府が二でございます。

○三輪貞治君 合計幾らで、六大都市関係が幾らですか。

○三輪貞治君 私はこの施行者の収入の約五十億近くの大部分は六大都市でございませんして、十六でございます。これは大部分は六大都市である。そちらになると六大都市はあまり財政が赤字になつてないんで、先ほど高木さんは仰せになりました、自治体が財源をもつてやうな射幸的な賭博行為に類似するものに依存をしておることは好ましくないけれども、しかしこれを急にやめれば非常に地方財政上の混乱を起すだとうということをおっしゃいましたけれども、しかし大体において地方財政の非常に困つておる府県なり、あるいは市なりといふものは、大体その賭博さえもできない、幾らやつてみたってそこではあまりお客さん集まらない、そういうところではないかと思うんです。競輪をやって多くの収益をあげ得るところは旅館もあるだろうし、飲み屋もあるだろうし、映画館もあるだろうし、たゞこもたゞまと買ひだらうし、とにかく財政の豊かなところである。そうすれば地方自治はの財政に非常な混乱を来たすというところではないんじやなかろうか。まあ、これは私はそう考えるわけなんですが、これははどうなんでしょうか。

○参考人(高木健夫君) 私、そら説明されると、なるほどそんなものかなと思うぐらいの大しろうとござりますが、しかしやっぱり私が聞いておりまことに困難だと、これでまかなかつている

なんだといふものがあり、それはまあ車両の浜線に乗りましても、川崎などはいろいろなアパートが建つたり、きれいに整備されておりまして、それで競輪のおかげだと乗っている連中がみなそら言ふらうでござりますね。そういうことから考えますと、やはり相当なものが六都市以外の、かりに二十六都市と申しましようか、そういうふうなところにはあるのじやないかと思うのです。これが一番競輪のそもそももの出発からのほんとうは間違いじやなかつたかと思ふのです。こういうことになつたからいが一一番競輪のそもそももの出発からほんとうは間違いじやなかつたかと思ふのです。こういうことになつたからいつまでたつても抜き差しならなくなつて、それから地方自治体も大へん失敗した言葉になりますけれども、どうぼううにも何とかの理屈といふうな、理屈を振りかざして競輪を正当化するといふうな形になつてきているのじやないか、今になつて見ますと、もうこれをいきなりばつと禁止してしまうといふことはどうも私のしろうと考へても大へんな冒険で、非常にむすかしくなつてきてるのじやないか、徐々に健全なスポーツに変えていくという方向を、大へんまだるつこいのですけれども、持つ以上にないように考へられました。

形に変えていくといふ再検討と申しますが、そういうことが真剣に考えらるべきときには、この異常の形を私營なりに移しておるのでないか。先ほどの御意見の中に、たとえば二年なり三年なりのような健全なものにしていったらいいのではないかといふ御意見がございましたが、これは非常に傾聴に値する御意見だと私は思うのです。そこで常に私は、競輪のみならず、一般のギャンブリング・スポーツその他に対しても、これをば正しい形にしていかなければならぬということを痛切に感じてゐる一人なんですが、その立場から高木さんは競輪を中心とした、競輪のみならず、競輪を含んだいろいろ射幸的な赌博のことを純真な子供、あるいはどこでも目に見えるといふよくな形でなしに、どこかまとめてしまつて、そこできさつきあなたがおっしゃつたような高率の税金もとるなり、あるいはルーレットなり車券なりについての一つの法律上の規制をしていく。幾ら以上買つてはならないとか、そういうような形のもので一応この転換をはかつて、徐々にそういうものがなくなるような社会環境を作っていくと、こういうことが私はいいのではない。さつき上原さんからいろいろ諸外国についてのことをお話になつておりますが、どうやらやはりやつてゐるわけですね。しかしやり方が非常にきれいにやつてあるといふうに私は実は考え

おおそれども、北欧あたりでやられておるチボリなどというのは、非常に高級な音楽堂と食堂を中心にして、その中であらゆる種類の賭博が行われておつて非常に大それた金をかけないために家族全部で楽しんで帰るといふよなことになり、しかもその収益が非常に公益的な面に使われておる。こういうような形にだんだん持つていったらしいのじやないかと私はそういう私見を持っているのですが、一つ高木さんの御高見を拝承したいと思います。

○参考人(高木健夫君) もう大賛成でございます。しかしそれも、それをやっているうちに、それが恒久的施設になってしまつて、一つの名物になつてしまつて、もうそれを健全に持つていくとか、ばくちをだんだんなくしていくとかいう方向にいかなくなる危険も、どうもあるようには思われるのをございますが、そこが大へんむずかしいところじやないかと思ひます。

○小松正雄君 大蔵先生に一、二点お伺いしたいと思います。ただいま問題としております自転車競技法の問題ですが、自転車競技に使っておる自転車といふのは、大体どのくらいですか。

○参考人(大蔵公望君) 自転車競技に使っておる自転車はどのくらいであるか知りませんが、わざかなものだと思ひます。全体としまして何台あるかちょっとと資料を持っておりませんが、六千台くらいだそうです。

○小松正雄君 なおまた、こういったものを製造して、そろして海外に輸出をしているということがありますか。

○参考人(大蔵公望君) いや別に一

○参考人(大蔵公望君) 私は日本に
ギャンブルも実際なくなり、またギャンブル・スポーツもなくなる日が一日も早く来てほしいと思います。

○小松正雄君 そこでこの自転車競技振興会といふものがあつて、これから吸い上げによつて幾らかの分け前をもらつてあなたの方の協議会がやつてゐる。こうしたことからいたしまして、まずあなたの真剣なお考まで、そういう競技がなくなつてもいいという前提に立つて、この自転車競技振興会といふものがなくなつたとしても、あえてわざかな分け前をもらつてゐるのだからどうでもいい、こうふうに考えられているようなことも、さつきの他の委員の御質問の御答弁にも何回となく繰り返されました。そりうふうに考えていいですか。

○参考人(大蔵公望君) ちょっとお話を遠くまわますが、もう一ぺん……。

○小松正雄君 自転車競技振興会といふものがなくなつてもいいかといふ前提で、この中からわずかな金をあなた

○参考人（大蔵公望君） そうじやございません。それは何かちよつとお聞き違いがあると思います。私の御返事申し上げたのは、私の方でもらっている金は他のメーカー、卸売、小売組合等からもらっている金でただ会費にすぎない。ですから振興会がなくなれば、私の方の会といふのは他の会が出来ない限り非常に収入が減りますからして、私の方の、振興会なんかどうでもいいのです、問題は振興費として年に何億かちようだいしている金を、先ほど申しましたような目的に使えなくなることを心配しているので、別段に私の方の自転車産業協議会の存在については何ら私どもは心配しておらないのです。問題は日本の自転車といふものを世界的にしようということの努力がし得なくなるという点を心配しているのです。

○参考人(大蔵公望君) それは先ほど申しましたように、技術の改良なり、コストの引き下げなり、また組織の強化なり、あらゆる面に金が使われております。何としても年間に二、三億の金があれば、それがみな有効に使われておればやはりそれだけのことがあります。

○小松正雄君 私の尋ねておるのは、あなたの大量作られる自転車に寄与することが、この自転車の競技をやるために、自転車競技をして自転車を使いう、この作る自転車に改善を加えるとか何とかといふ、それを基礎として、それが益になるのかならないのかということを聞いておるわけです。

○参考人(大蔵公望君) 自転車競技法の、自転車競技会があればこそ何億という金をもつておるのです。

○小松正雄君 金の問題と違うのです。自転車競技法というのがあって、使つておる自転車をして、あなたが大量作られる自転車に寄与する事があるのかないのか、あなたが考えてみた場合に……。

○参考人(大蔵公望君) 非常にあると思います。

○小松正雄君 どういうところにあるか……。

○参考人(大蔵公望君) よく実はお話をわからぬのですけれども、はなはだ恐縮ですがもう一ぺんおっしゃっていただきたいと思います。どういうことですか。

○小松正雄君 わかりやすく言っておるつもりですけれども、自転車の競技をやつておるそれに六千台を使っておりますね、この六千台の自転車を作つて、これを競技に対して使つてやつておる

が、この使つておる自転車のどこかいどころがあるて、これによつてあなたの大衆作られる自転車に寄与するところがあるかということです。

○参考人(大蔵公望君) そういうことですか。その競輪に使つておる自転車のものは、あれは特殊な車です。フレームに回転シャフトを使つとか、特殊な鋼材を作る、それが非常にいい結果というふうに、間接的な利益があります。その六千台の車を作ることによつて、一般的な車、日本の国内にも、輸出向きにおきましても、大衆的な車に全力を尽しておるといひで、競輪用の車自身には大した重みはないのです。

○小松正雄君 最後としでお尋ねしておきたいことは、あなたのやつておられるこの日本の自転車の振興に関して、現在、今私が尋ねましたように、競輪に使う自転車をして、何もこの大量作る自転車には関係がない、かように私は考えていきたいというふうに考えますが、どうですか。

○参考人(大蔵公望君) 今の話は競輪の使つておる競走用の車といひは世界でも最高の技術を要する、いわゆるこれは勝、負ですから一番いゝものを使つておるので。ですから一番いい技術を作り出すためにいろいろの努力を払われておる、これは一般の自転車にも自然といひ影響を来たすということがあります。しかしそれが直ちに一

般大衆と結びついておるのでではなくて、それに向つて最高の技術を用いる、いい自転車というものを作り出す技術、それが一般に大きな貢献をし得るということはあります。全く関係ないことは申しません。

○小松正雄君 そういたします……。

○委員長(吉野信次君) ちょっと参考人の方に申し上げますけれども、だいぶ時間も長くなりましたから、もし大蔵さんのように特別のお差しつかえある方がございましたらちよつとお申し出願つて……。

○参考人(大蔵公望君) 実は四時から私の母の四十九日でして……。

○小松正雄君 そこで自転車競技会の使う自転車のためには、今大量作られておる自転車には何もそうちえて益するようなことはないが、この自転車競技会というものがあるために振興会がある、この振興会があるためにあなたの方が幾らかの分け前をもらうといふ意味からしては、この自転車競技法、要するに自転車競技というものもあっていいといふのは、そのくらいのことであって、自転車を作るためには何も参考にそら大してなるものでないからして、これはやめてもいいといふふうに考えて私はいいかということをお伺いします。

○参考人(大蔵公望君) そういうふうには全然考えておりません。ただ競輪によりまして金が出る、それをしてできるだけ有効に使わしてもらえるからまたにありがたいのだという話です。

○三輪貞治君 大蔵さんによつてお伺いしますが、私の持つている資料によりますと、自転車の輸出状況なんですが、二十五年から六年にはちよつと

金額も台数もふえまして、あと全部下っているのですね、七、八、九と。実際は五年間に国庫の納付金制あるいは納入金によって大体二十一億八千万円ぐらい振興会がもらつて、そのうち幾らですか、あなたの方にいって、それぞ御研究に役立つて、生産の増加なり品質の向上なり生産費の節約なりになつていてるというのは何かほかに特別に要因があるのですか。

○参考人(大蔵公望君) 実は伸び悩みになつて、いるというよりは、昭和二十六年に中共にぱつとよけいに車がいきました、一へんに。それが後全部とまりまして、それでどかつと減つたのです。その後だんだんとまたふえております。一時千万ドルから七百三千万ドルに下つたのが、六百五十万ドル、七百万ドルとだんだん最近では上つて来ております。

○三輪貞治君 そうすると二十五年にはこういう競技が始まると始まつてからでは、非常に目に見えてそれがはつきりしていますか。

○参考人(大蔵公望君) いませんね、努力しておりますけれども。これは中小企業……私は皆さんにお願いして一ぺん中小企業に関する話を聞いていただきたいと思いますが、中小企業の振興ということは実にむずかしい。そのために悩み切つて、いるのですけれども、これはやっぱり中小企業の一つのモデル・ケースとしてやつてある。私は必ず目的を達成するつもりではありますけれども、少しあ金を使つたらいい

かと言えばなかなかそらはないのではないかと、結局中小企業者の人格ということが非常に大事だと思う。金を使ったからすぐ中小企業が振興するということはとても考えられません。

○三輪貞治君 その二十六年に、なるほど一千八十九万ドルですか、台数も四十三万九千台といふに非常に二十五年に比べて上っている。これは中共向けの大量の輸出がされた。その後なぜこういうふうに落ちてしまったのですか。何かあってできなくなつたのですか、中共の方に自転車が行かなくなつたのは。注文が来なければ行き得べくもないが。

○参考人(大蔵公望君) 向うの政策なんですね。日本がアメリカの関係で一切買わないといふ方針から、イギリス、ロシア並びにチエコからだいぶ入った。それでその翌年に山本熊一君が行き、その後いろいろ交渉がありまして、一昨年はやつと四万台の注文をとれるようになつた。それで見返り物資のむなかしいことを言うために、とうとう四万台のうち五千台しかとれなかつた。それでだんだん今年に入つて、この間も中共の代表が、今年取りあえず一億円買おうといふ、一億円は知れたものですが、一億円買おうといふ話がありました。私がの方としましては中共と北米合衆国とを目標にして輸出のことを考えていきたい、こう考えております。

○三輪貞治君 英国の物との間にコストの差がありますか。

○参考人(大蔵公望君) コストの差けありません。今英國とはとんど一緒です。

す。一緒に日本の方は買わない。戦争中に日本のとったマーケットを全部失ってしまった。大きな商品は全部革国の方が受け出しまって、今じや英國の品物と日本の品物の同じや千円田か千五百円の差がなければ売れない。だからどうしても日本の品物を売るためには英國の品物より値段を千五百円ないし二千円下げなければならぬ。まず二千円下げればいいだらうと考えている。ところが現在ではほとんど値なんです。詳しく申し上げる必要があるれば申し上げますが、ほとんどの同僚なんですね。値段を安くし、物をよくしなければどうしても出ないという状態です。

分でやつてみると、大量生産をやらなければ、私はずいぶんと早い期においてやめたのである。それで、その後一般の中小業者が多くなつた。これらはコストが多いのですけれども、これはコス

○参考人(大蔵公望君) もしなかつたから、自転車は今日の発達を見ません、とおもふ。

○加藤正人君 それはこれでけつこうです。

○栗山良夫君 大体参考人のいろいろお話を承りますと、問題は二つあるようだ。いずれこの委員会でさらうるかと思いますので、参考人の御意見を伺うのは大体この程度にいたしたらどうかと思います。で、特に私たちの二点について私の考え方を申し述べておきますので、参考人の方々あとでまた特別に御意見等がありましてお聞かせを願えれば大へん仕合せだと思います。

その一つはただいまのコスト引き上げの問題ですが、私は根本的に今ちょうど話題が出来ましたからはつきりしたわけですが、今どんな企業でもマス・プロでもって資本を集中して、大きくなりならないとしているときに、これだけ相当金額の値幅ののしてくる自転車産業についてはちつともそういうことが行われないというところに私は非常に一つの疑問を持つております。特に最近の産業の近代化をやりまする場合は、自転車一つを見ましてもとうてい中小企業などで、こういう相当精密な自転車産業などといふものを手がけなくていくといふことは非常に困難だと思ふ。やはり相当大仕掛な機能で輸出などをやらなければならないと思いますが、そういうことを私は疑問を持っています。そういうことをいすれまたお聞きするような機会があらうと思いますがおねがいです。

第一点は競輪の健全化ということを叫ばれている。これはどうしても賭博行為ですからスリルというものがやはりあるから榮えておる。従つて健全化して、競輪といふものは漸次スポーツ化していくべき競輪の經營というものはだんだん黒字から赤字に転落して行くでしょう。そうして地方公共団体はそういうものを經營する何らの必要性も認めなくなつてくる。私はそう思いました。まさにそのラインはクロスです。従つて抽象的には概念的には經營を健全化して競輪を維持していく、当分やるべきという説が成り立ちます。実際問題としてやつていけばもう地方公共団体はおそらく実施する興味も実益も求められなくなつてくるのじやないかとと思うのです。従つて競輪といふものは結局不健全であればやめる以外にはない、こういう結論からやめざるを得なくなると想います。この点はきょうの参考人の方はいすれも健全化して当分やるべきというお話をありましたが、健全化してやるべしはよろしいけれどもそれがやれるかどうかという問題が疑問として私は一つ残ると思う。その点について若干意見を申し述べておきたい。後日また参考になることがあれば聞かせていただきたい。

○委員長(吉野信次君) いすれにしても時に限りがありますからできないならできない、なぜできないかということを、できれば一番いいのですけれども、やはり早急にこの委員会で言っていただきたいと思います。

○河野謙三君 私は今の競輪の警備費は競輪の運営費で持つべきであるという主張につきまして、きょう大蔵省がお見えになつておりますから、ついでに通産省、国警両者以外に大蔵省の三者で一つ御協議願えればなわけこうだと思う。私の主張を繰り返し申しますが、従来でも競輪の警備費は競輪の運営費の中から持つべきであつたと思ふのですが、最近のように自治警察がなくなつて警察費を負担するのはこれは国民であります。一般国民であります。競輪の主催者は競輪からの利益を受ける、この利益を受けるのはその主催者たる市なり町であります。従つて従来自治警察があつたときは施行者が、同時にその市民が警察費の負担者であった。今度は警察費の負担者といふものと、競輪の施行者であつて利益を受けるものとは全然別個でありますから、従つて運営費の中から莫大な警備費といふものは当然負担すべきものである、こう私は主張しておるのであります。この点は大蔵省でも十分御検討いただきたいと思うのであります。

従来は警備費といふものは一切警察費の中で負担しておつて、その施行者であるところの競輪を主催する都市が持つていいなかつた。しかもこれが非常に莫大な金である、延べ人員にして直接警備費、二十一万人のお巡りさんを勤員しているということなんであります。この点は国家の財政に非常に大きな影響

の権限と申しますか、検査すべき事項としては、同法の二十二条と二十三条に必要的検査事項と任意的検査事項の二つあります。で今回の改正によりまして、実はこれは必要的検査事項といふことに一応なっておるのでございますが、今、高橋委員のおっしゃることによりますと、国の歳入歳出だから、国の会計検査院の検査を受けさせのかどうか御質問でございますが、この何と申しますか、納付金でしたか、売上入藏出に限つてやり得るというふうにいと私は思います。しかし会計検査院は御承知だと思いますけれども、国の歳入歳出に限つてやり得るというふうに申上げました二十二条の六号に、「法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計」ということがあります。もちろん何も国一国と申しますか、何も私的なものについてまで会計検査院にやらせる趣旨は、この二十二条の六号ではそこまで予想しないと思います。こういった自転車競技法、その他こういったものによりまして上げられた金を、いわば完全な意味の私経済的なものと言わわけにいかないのじやないか、こういった本來なら禁止されておることを、その法律によって実施されておるということのかわりに、実は法律で条件を付けまして、こういう連合会に移せ、従つて連合会に納付しろ、それから商工中金に業務を委託しろといふうに、私たんに私たんに私が悪いことのなかれども、國の収入になるもの、なつております。むしろ公的なものであることは確かでありますけれども、それが直ちにもつてこれが國の歳入にならるべき金だということに私はならないのじやないかと思います。これはほ

ないかと、こういうふうに思います。O高橋衛君 私のお尋ねいたしております趣旨は、ただいまの御答弁の趣旨と少し違うのでございまして、会計検査院は本来國の収入支出を検査する機関であり、憲法上の機関であり、同時に國の収入支出に関する限り、たゞは出資をした会社であるとかいうものについては、検査を、その出資が、または補助金を出す団体であるとか、まあいつまでも規定しておる限り、この内検査事項に分れていて段階に応じて分かれているのだと私は解釈いたしておりますが、このように強制的検査事項になり、それが必要的検査事項と任意の内検査事項とに分れておるかどうかという点を見るために検査をするという建前になります。それで、この金は國の強権に基いて納付させるという点はこれにはつきりいたしておるわけではありません。それからこれが会計検査院の審査を受けなければならぬということ、並びに第五条の三によって機会工業振興協議会といふ公的な法律上の機関によりてこの運営のみが審査されるといふ点について法務局はどういう性格の金に相なつて参つたのであります。従つてこの經費が憲法上のいわゆる収入というものに当るものであるよう私には思えるのでござりますが、その点について法務局はどういう鋭意をしておられますか、

O政府委員(西村健次郎君) 先ほど多くおわからぬのでございますけれども、おそれくおっしゃる意味は本來國に歳入として入るべき金ではないかとも思つておるけれども、これは先ほど申し上げましたようによつてこの運営のみが審査されるといふ点について法務局はどういう性格の金に相なつて参つたのであります。従つてこの經費が憲法上のいわゆる収入というものに当るものである私には思えるのでござりますが、その点について法務局はどういう鋭意をしておられますか、

O政府委員(西村健次郎君) 先ほど多くお尋ねをしておられるのです。

O政府委員(西村健次郎君) 高橋委員のおっしゃる國の金といふ意味が実はよくわからぬのでござりますけれども、おそれくおっしゃる意味は本來國に歳入として入るべき金ではないかとも思つておるけれども、これは先ほど申し上げましたようによつてこの運営のみが審査されるといふ点について法務局はどういう性格の金に相なつて参つたのであります。従つて普通の私経済から出で来る金と違う、これはもうもちろんであります。そのことをもつて直ちにこの金は本来憲法でいつても國の収入といふものに該当するものだというところまでは私どもはどく見られないのじやないか、何もそう見る必要は毛頭ないのじやないか、こういうふうに考えておられます。

O高橋衛君 昭和二十八年度の末までは、この法律ができますまでは、これは國庫納付金として國に納める、あの時代においてもこれが國の収入であつたことはお認めになると思いますが、いかがでござりますか。

O政府委員(西村健次郎君) この特例法ができる前におきましたことはこれは國の収入だというふうになるものとは考えておらないわけでございます。むしろ公的な、つまり性格であり、むしろ國方がするということは、これはやはり公的な、つまり性格であり、むしろ國の収入として支出すべき性格のものである、本来は……法律のきめ方によつて一応法律上の答弁はできるかも知れませんが、本来そういう性格のもの

が、私の申しておるのは、実質上の觀點から申しておるのであります。もちらん法律で國の収入として規定しているのでありますから、その形の上で

納付金として國庫に納めるということになつたわけでありまして、本来これによつて生じた金がその金の属性として國の収入になるというものじや私はないのであります。やはりそれらと同じ性質のものじやないかと、こういうふうに考えておられます。

であるというふうに私は考えるのあります。その点についていかにお考えになりますか。

卷之三

納付金という形でもって別の団体に納付せしめる義務を負担せしめるような法津を作つた前例がござりますでしょ

○政府委員(西村健次郎君) 私の言葉は大へん足りませんので大へん失礼な御印象を与えたと思ひます。私の申し

範囲に限定されております。これが自動車振興会連合会等が突拍子もないことをやるところではございませんの

あります。ことにわれわれは政府提案の場合におきましては、政府の各機関がそれらの点を十分審査をしてお出し

員の御指摘になりました点は多分に、多分と申しますより、実は立法論の問題であろうと思います。本来こういう金は国が入れるべきではないか、そのことと、現在ありますこの制度、この

でありますから、まだわれわれある程度においては認容せざるを得ない場合もあり得るかと思うのであります。が、政府が提案される際にその点をどういふうな観点のもとにお考えになつて

政府で法案を提出する際においてはいろいろな観点から検討をいたします。しかしこれは今度の法案についての問題じゃございませんけれども、一般的なことを申し上げますと、およそ政府提案にしろ、議員提案にしろ、これは

に多少そこに議論の余地はあるかと思
いますけれども、必ずしもこれを
もつて憲法上はなはだ不当な立法であ
るというふうに実は私どもは考えてお
らないのであります。

しておるのであります。それらの点についてあまり御審査がなくて御提案になつたとすればわれわれとしては不安を覚えるのであります。その点もう一回御答弁を願います。

た別の問題であると思います。従いましてその立法論として本来こういふものは、いわばこういうチラ錢は國に取るべきだ、そしてまた國の歳出に立てるべきだということはこれはまあ一つの御意見として十分うかがえる。現に二十八年度特例法ができるまではそういう制度をとつておったわけでありまして、その点はもう私どもも十分傾聴に値する御意見だと思います。私が先ほどから申し上げておることは現在のこの法律の制度を作つた場合に、制度下においてはこれをもつて國の収入といふわけにはいかない、こういうことだけを申し上げたのであります。御了承願いたいと思います。

○政府委員(西村健次郎君) 今の点は私ちよつとその条文が、最終的なものを持つておりますので、間違つておるかもしれません。多分今度の政府提案についてはその点を特別に大きくなつたのであります。従つてもしも変えておるのであります。むしろそのえたのじやないとすれば、むしろその昨年の議員立法、議員の御提案によつて制定された際ににおける理由についてむしろ私の方が答弁するのはいかがかというふうに考えますか……。

○高橋衛君 これが今年もまた議員立法であるならば私はあえて政府にお伺いいたさないのであります。ところがとにかく政府は各機関を持つて、そして

国権の最高機関である国会が、最終的に制定される法律であります。国権の最高機関である国会で最終的な結論を出されたものであります。私どもが先ほど申し上げたように、それについてかれこれ言ることは一般的には御遠慮した方がいいんじゃないか、その意味で制定のときの沿革なり理由と申しますが、その分が變つていないなら、むろんたとえば国会の法制局の方といいんじやないかということを私は申し上げただけで、その点はちょっと私の言葉足りませんで失礼いたしたわけでありまして、高橋委員の御質問の趣旨はそうであっても、本来もしそういう点で憲法上の疑わしいところがあれば、政府提案としてその点は当然

○政府委員(西村健次郎君) 私今いきなり来たのですからちょっとと思いつかないのでござりますが、その点もしどへしたらまたお調べをしまして後はどう答えたいと思います。

○高橋衛君 立法でもつていかなることもできるというふうにも少しも言う考え方に基くならば、こういうふうな純然たる行政費の性格を有するものを、国の一般会計も特別会計も通さずに自由にできるというふうな前例であるかと思うのであります。これが認めるといふお考えであるならば、今後憲法解釈上に非常に大きな弊義を生ずるとかいうう点についての御答弁を願いたい。

○高橋衛君 私はこういうふうな性質の納付金を取つて、しかもその金を一般的な行政費、その団体だけが使うのじゃなしに、一般的な行政費に使うといふ例はあまり聞いていないのであります。たとえば公共団体であるとか、各種の団体から強制徴収の権利の与えられた団体等が、その団体の本来の仕事のために構成員から納付金を徴収するという制度は過去においても前例があり、今日においても例があるのであります。そういうふうな一般行政費に使うところの金をこういうふうな

とにかく政府は各機關を持つて、そして財政法上の、憲法上のいろいろな問題もよく審査をされて御提出になつたと思うのであります。従つてそれはそつちの方で認めたらよからうといふ御答弁はなはだ不親切きわまる御答弁であつて、その点について一体審査をなすつたのであるかどうか、その点もう一度、議員立法だからおれたちはもうこれでいいのだと、こういうお考えで出されたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

れば、政府提案としてそこの点は当然改正案を出すべきではないか、こういう御質問の趣旨かと思ひます。そういう点にかんがみまして私どもで検討いたしました際におきまして、これは自転車振興会連合会、これは一般的には金がどこへ行くかわからない、どこの団体に行くかわからないというならば一つの問題として考えられる立法論と思ふ。しかし行く団体は自転車振興会連合会等でございます。この行く団体といふものが特定しております。従つて受けた団体のやる仕事も一定の

解釈上に非常に大きな疑義を生ずると私は思うのであります。特にこの法律は六月限りでもつて廃止になる法律である。従つて議員立法だからもうおれたちの方はそら審査せんでもいいんだといふよなお考そのよろこもうかがえるのですが、これは新しい政府の提案であります。従つてその点についても十分お考その上で、そらして前例があるかないか、将来こういう前例が禍根を残すことになりはしないかなどということについては、慎重にお考そになることが必要であると思うのである。

歳入としない、いわば自転車競技による上り金を機械工業の設備の近代化とか、こういったものに自転車振興会連合会等の特定の団体を通じて流す、こういう機構になっておりますので、これ自身がどうしても國の歳入になるべき性質のものだということであれば、そういう一般行政費に回すような金を使うという議論も出ますけれども、こういった特定のものについて特定の上り金を特定の方面に回すということにつきまして、これが直ちにもつて憲法上非常に疑義があるということにはな

らないじゃないか。ただし、こういうものについての立法論として高橋委員がさつき申されたような点について私は十分傾聴に値する御意見だという��を先ほど申し上げたつもりでござい

卷之二

○高橋栄君 大蔵省の政府委員の方にお聞きいたしますが、大蔵省はこういうふうな前例ができることが望ましいとお考えになりますかどうか。

○政府委員(村上幸太郎君) お答え申し上げます。望ましいかという非常に端的な御質問なんですが非常に御答弁いたすのがむずかしいのですがございますが、これは高橋先生も御存じのように昨年私が方で提案いたしました補助金等の臨時特例の中にこの納付金の規定を停止するという規定が入っていたのであります。これが議員提案の自転車競技法等の特例によりましてそちらの方に本体が移つて立法されたわけでございましてはこういう射幸心に基く財源といふものによつて自転車産業等の振興をはかるということはもうやめたのである程度見のがしを願いたいと、こういうふうな説明をいたしたわけでござります。そこでわれわれの考え方をいたしましては、この納付金の規定を停止いたしますとともに、先ほどからの高橋先生の御引用になりますところの財政法第二条の「収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい」のその現金に該当するのではないかという御議論に対しましては

してそのときにはそういう現金の収納と
は考えないのだということをはつきり
一応明示したわけあります。しかし
それはお前の言うのは形式論であって
実体的なこととなると從来と同じこと
をやっておるではないか、これをどう
思うかという御質問だらうと思ひます
が、それにつきましては先ほどから法
制局の第三部長がおっしゃいますよう
に、立法論の問題としていろいろ御議
論があるかと思うのであります。従
来こうした上り錢をもつて自転車産業
等に補助金を出しておりましたものを
一ぺんに削除するということになります
すと、その後の業界の経済的な混乱と
申しますか、そういうようなものの調
整にいささか困難を感じるので、ある
程度過渡的な形態であり、かつ變則の
形態ではありますよが、今後自転車
産業の合理化その他自転車産業の将来
といふことも考えまして、その間そ
うした變則的な形で從来あまり変ら

も整理される鉱区とは関係のない石炭山から一トン当たり幾らといふ納付金を強制的に取ることになつておりますが、そういうふうな形が現在の法制下において全く許されないわけではないと、こういうふうに考えております。

と、こういろいろ非常に射幸心の盛んなる人から集めたものを還元すると、いうのでは本質的に違ひのではないかという問題でございます。これは確かに國民所得の増加ということで間接的にはある程度違ひかと思います。しかしまあ機械産業全体が振興すれば、それが國のいわば經濟規模の拡張、あるいは國民所得の増加といふことで直接的には還元することもあるかと存するのであります。しかし實際にこういう形で集めました金を散するといふうな程度によりまして一体國民全体はどういうふうな利益を得ておるのだ、そういう受益といふことはそりやう面でのこの實際の經濟機構を分析しまして、こういう形がいいかどうかといふことは多分に先生のおっしゃるような御議論も立つかと思ひます。ただ、従いまして私の方も先ほど申し上げましたように、こうした變則的な制度はいわば過渡的なものであつて、通産省といたましても、あるいは政府といたしましても、この競輪制度といふものの根本的な修正あるいは検討をいたしまして、もつとしかるべき形に直していくということに相なるわけでございまして、それまでのそうした過渡的な形としてこれが存在するということは私の方としましてはやむを得ぬものではなかろうかと、非常にお前は好ましいものと思うかとおっしゃれば、そんなに好ましいものとは思ひませんといふ程度のものだらうと思ひます。

けじやございません。問題は憲法並びに財政法の建前上その建前をくずすことがいいか悪いかという点をお聞きいたしておるのでございます。

○政府委員(村上孝太郎君) 私先ほどから実質論についてのみお答えいたしましたので恐縮でございました。少し答弁が食い違つたようでございますが、憲法あるいは財政法に申します収入支出あるいは予算という概念は從来もさへて狭く解釈されておりまして、たとえは鉄道というふうな大きな独占事業、あるいは電信電話といふような大きな独占事業を営んでおります公社につきましても、この収入支出は現在憲法上の収入支出あるいは憲法上の予算と申しております。それで、従つて憲法八十三条におきますところの財政法の処理原則といふものも当然にそれには適用されないという形になつております。従つて現在のこの憲法なり財政法の収入支出あるいは予算といふものが非常に限定的な意味で解されておるということは、これは現実でございまして、そういうものの中に競輪の関係の収入支出も中に入れいくべきではないかといふう御議論につきましては、やはりそれぞれそうした非常に広範な経済活動にまで適用になるものとの財政法は違いますので、そうした例外ができるということは必ずしも形式論的に申しますと問題にならんじゃないかと、こういうふうに考えております。

とは違つてこの経費自体が内容から見ましても完全な行政費であるという点に問題がある。しかも納付金それ自体が強制力を持つて、団体を通じてあります。が、結局いわゆる機械工業振興協会ですか、これの諮問を経て、実質上は通産大臣が指示する通りに運営されるといふ面に問題があるのです。従つてそれは立法論だとおっしゃればその通りでございますが、従つて立法論として望ましいかどうかということを先ほどから繰り返してしている次第でございますが、その点をもう一回

つ……。

○政府委員(村上孝太郎君) なかなかするといふ御質問なんでお答え

してよいかわからないのであります。が、少くともこの競輪の金が一般の行政費類似のものに流れているということは確かでございますが、いわば国の行政費と同じような実質を持った経費といふものは、たとえば地方公共団体にも

流れております。その他いろいろふうな民間の助成金的なもの、あるいは業者相互間にも流れております。従つてそういうふうな実質をひとしくすると

いう意味から申し上げますと、国の直接的な行政費以外にそれに類似したものが存在するといふことが必ずしもい

ります。ただ先ほど申し上げましたように、いわば一般の国民のふところから取り上げたものをそらした産業振興といふな、しかもそれがほんとうに効率的に使われるかどうか、あまり国の会計のことくはつきりした

組織と保障のない、あるいは監督のない形で出るということにつきまして

は、まあやはりわれわれは過渡的な形として将来競輪制度の根本的な改正と

いうものによって抜本的解決が

もたらされるものであると、こういふうに期待もし、希望もしておるわけ

でございます。

○海野三朗君 通産省の当局にお伺い

したいのですが、この競輪の二十九年

度の技術関係といふのできつき資料を

もらつたんですが、ここに自転車生産

技術研究指導と、こうやって出してあ

ると思うのです。その次に生産技術研

究と、こうしてあります。が、この研究

指導といふことはどういう形において

指導しておるのであります。が、次の

うのはどういう会社にこれを、この

金を融通してどういうふうな結果に

なつておるのでありますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今御質問の

点は、資料の自転車生産技術指導委託

事業の問題でござりますか。

○海野三朗君 ええ。

○政府委員(鈴木義雄君) これは日本

自転車工業会を通じまして工業技術院

の名古屋工業試験所開放研究室を利用

しまして、これに同試験所指導のもと

に業界のエキスパートを数名常置し

て、自転車生産技術に関する標準作業

方式の研究その他指導を行わしめると

いうのが大体昨年の使用の目的でござ

ります。

○海野三朗君 生産技術の関係であり

ますからほかの研究所ではわからない

でしょう。実際の品物を作る技術陣で

すから他の研究と違う。こういうふうな

ないわゆる生産技術の研究ですから、

この名古屋試験所でやるようなことは

できないと思うのです。ちょっと私こ

こはおかしいと思うのです。ここに羅列されたところの項目を皆見ますと、

しておる日本自転車産業協議会を中心になつて研究者を集めて研究してお

る……。

○海野三朗君 そういたしますと、通

べてありますけれども、これはいずれ

も、私は研究者の立場から申し上げる

のであります。が、非常に疑問的な項目

を、金を使うために項目を羅列したよ

うに考えられるのであります。が、通産

当局においてはその金の用途について

ありますか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は、いかが

よく御存じなのでありますか、いかが

であります。

○政府委員(鈴木義雄君) これは実は

この本法案の提案にも、今後の用途に

ついては、機械産業振興協議会を設け

て、用途について、十分配分について

公正な並びに効果を期するということ

を申し上げてあります。が、実際に、

は昨年二十九年度の資金の配分におき

ましても、関係の専門家の方に集まつ

て、内容の細目については十分監督いたしております。

○海野三朗君 そこで私がお調べを願

たしております。

○海野三朗君 これほど金を使ってお

るのであります。が、相当な発達を

すべきものであると私は思ひます。

が、どうもここに羅列してあります

その項目を、細目を通産省が監督をし

ておられるものかどうか。たとえばこ

どろい各方面について、いかに使われ

ておるかと、ということをもう少し精細な

討議を承わりたいと、こう思うので

す。それからこのたとえば大阪のダイ

シソカーラ設置補助それによってどれだけの設備をしたか、こういうふうなも

う少し細目の資料の御提出を願いたい

ところ思います。

○政府委員(鈴木義雄君) できるだけ

早く資料を整えましてお届けいたしま

す。

○海野三朗君 どうぞお願ひいたしま

す。

○政府委員(鈴木義雄君) これは先ほ

ど参考人の大蔵先生が来まして御説明

されたように、大蔵先生の関係され

ます。

○海野三朗君 どうぞお願ひいたしま

す。

○政府委員(鈴木義雄君) できるだけ

早く資料を整えましてお届けいたしま

す。

○海野三朗君 どうぞお願ひいたしま

す。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は、

私は標準の自転車生産技術研究という表現が正しかったかどうか、その点は御指摘の点があるかと思います。内容は、これによりまして、こういう系

統を通じておるのを、この自転車生産技術研究の問題でござつては、大体主務大臣が内容を見まして

それで指示をしたものでございまして、内容の細目については十分監督いたしてあります。

いたいのは、今直ちにお答えを願いたいと言ふのじやありませんが、この輕量自転車試作研究といふ名目、これはすべきものであると私は思ひます。

が、どうもここに羅列してあります。その項目を、細目を通産省が監督をしておられるものかどうか。たとえばこ

<p

の割当」といふ。)を受けた者は、政令で定めるところにより、その割当の申請の際ににおけるその者の輸入価額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額と国内販売価額との差額の見積額(以下「特別輸入利益」という。)を政令で定める期日までに国庫に納付しなければならない。

2 特定の物資の輸入について外貨資金の割当を受ける者は、政令で定めるところにより、担保を提供しなければならない。

3 通商産業大臣は、特定の物資の輸入について外貨資金の割当を行うときは、その物資の輸入によって生すべき利益を適正かつ確實に納付させることができるように、その割当を行わなければならない。

(納付義務の免除)

第三条 大蔵大臣は、特定の物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が次の各号に掲げる事故により前条第一項の政令で定める期日までに当該特定の物資の全部又は一部を輸入することができないことが明らかである場合において、通商産業大臣がその旨を確認したときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないことが明らかである特定の物資の価額に応じ、前条第一項の規定により納付すべき特別輸入利益の額の全部又は一部を免除することができる。

一 外国の輸出の制限又は禁止

二 外国の戦乱又は革命

三 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

(担保の返還等)

第四条 大蔵大臣は、次に掲げる場合は、政令で定めるところにより、第二条第二項の規定により提供された担保の全部又は一部をそこの提供をした者に返還しなければならない。

一 第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付があつたとき。

二 前条の規定による免除があつたとき。

2 第二条第二項の規定による担保の提供をした者が同条第一項の政令で定める期日までに特別輸入利益を納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、当該担保(担保が金銭以外のものであるときは、その処分代金)をもつてその納付にあてるものとする。

(特別輸入利益の返還)

第五条 大蔵大臣は、特定の物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付をした後ににおいて第三条各号に掲げる事例に応じ、前条第一項の輸入の承認の有効期間内に当該特定の物資の全部又は一部を輸入することができないことが明らかである場合において、第三条各号に掲げる事例に応じ、前条第一項の輸入の承認の有効期間内に当該特定の物資の全部又は一部を輸入することができないことは、政令で定めるところにより、その輸入することができないことが明らかである特定の物資の価額に応じ、その者が納付し

た特別輸入利益の全部又は一部を返還することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定の物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。